主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

控訴人は、原判決を取消す、控訴人が被控訴人に対し札幌市 a b 丁目 c 番地の d 宅地四十四坪の内北側間口三間半奥行五間五厘の宅地につき賃借権を有することを確認する、被控訴人は控訴人に対し右宅地を空地にして引渡せ、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする、との判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方はそれぞれ原判決事実摘示の通り述べた外に、なお次の如く述べた。 (控訴人の陳述)

控訴人は昭和二十三年九月十四日に相手に到達した書面で、当時の本件土地所有者ABに対し賃借の申出をなし、右両名は三週間内に拒絶の意思表示しなかつたのであるから、罹災都市借地借家臨時処理法(以下処理法と略記する)第二条により、その申出を承諾したものとみなされ、控訴人はこれによつて優先的賃借権を取得したのであり、この賃借権は、その後に本件土地所有権を取得した被控訴人に対抗できる。

故にもし、原判決摘示の如く昭和二十一年八月六日札幌区裁判所に於て成立した 調停によつて賃借権を取得したと云う控訴人の主張が採用されない場合には右の賃 借権を主張する。

訴外株式会社三信がその主張の如く本件土地を被控訴人から買受けて所有権を取得した事実は知らない。

(被控訴人の陳述)

控訴人が前記の如く当時の土地所有者に賃借の申出をした事実は認めない。

処理法第十条に規定されている昭和二十一年七月一日から向う五ケ年の期間は昭和二十六年六月三十日で満了したが、被控訴人はその後の昭和二十六年七月三十一日に被控訴人は訴外株式会社三信に本件土地を売渡し、同会社は同年八月二十三日所有権取得の登記を受けた。故に仮に控訴人がその主張のような賃借権を取得したとしても、それを右訴外会社に対抗できない。 証拠として、双方当事者はそれぞれ原判決事実記載の通り書証の申出、当事者本

証拠として、双方当事者はそれぞれ原判決事実記載の通り書証の申出、当事者本人の訊問の申立、相手方提出の文書の認否援用をした外に、控訴人は控訴人の本人尋問を申立て、乙第七号証の成立を認め、被控訴人は乙第七号証を提出し、被控訴人の本人尋問を申立てた。

理由

控訴人が昭和十三年五月一日に、控訴人主張の土地を含む札幌市 a b 丁目 c 番地の e 宅地百三十五坪の内北側約二十四坪を建物所有の目的で賃借し、その地上に家屋を所有していたことは争がない。

(四)に記された被控訴人の抗弁は判断する必要がない。 昭和二十一年八月六日札幌区裁判所で控訴人と被控訴人との間に、被控訴人は控 訴人に対し控訴人主張の北側間ロ三間半奥行五間五厘の範囲の土地を賃貸する旨の 調停が成立したことは争がない。しかし控訴人が建物疎開以前に有していた借地権 は建物除却の当時に消滅したこと前記の通りであるから、控訴人は処理法第十条に云う引続き疎開建物が除却された当時から借地権を有する者に該当しない。そうして調停によつて生じた控訴人の賃借権はその登記がなく、またその地上に登記された建物もないのであるから、その後係争の土地を買受けて所有権を取得した被控訴人に対抗できない。

〈要旨第一〉訴外株式会社三信が昭和二十六年七月三十一日本件土地を被控訴人から買受けてその所有権を取得したこと〈/要旨第一〉は乙第七号証によつて明かである。その所有権取得は、昭和二十一年七月一日から既に五ケ年を経過した後のことであるから、控訴人は被控訴人に対して有する賃借権を右訴外会社に対抗できないのであって、従つて賃〈要旨第二〉貸借関係は右訴外会社に承継されず、依然控訴人と被控訴人との間に存続する。しかし被控訴人は本件土地を〈/要旨第二〉右訴外会社に譲渡した以上これを控訴人に使用させることはできないから、被控訴人の賃貸を求める控訴人の請求は理由がない。次に、〈要旨第三〉以上認定の事実によれば右の履行不能は被控訴人の責に帰すべき事由に由来するものであるから、控訴人の有する履行不能は被控訴人の責に帰すべき事由に由来するものであるから、控訴人は被〈/要旨第三〉控訴人に対し損害賠償の債権を有するわけであつて、控訴人の有する賃借を、現在では、右の損害賠償債権の一つの構成要件となつてしまったわけである。故に、賃借権の確認の請求もまた、確認の利益がないと云う点で、棄却を免れない。

以上の次第であるから、控訴人の請求を棄却した原判決は相当である。よつて本件控訴を棄却し、控訴費用は民事訴訟法第八十九条により、主文の如く判決する。 (裁判長裁判官 浅野英明 裁判官 熊谷直之助 裁判官 長友文士)